

総合パンフレット



あなたらしく生きる
あなたの生涯を大切に…。



社会福祉法人 川福会

創業者の言葉

愛

人は幸せになる権利がある。

人は人を幸せにする義務がある。

人は一人では生きていけない。



創業者川西主・園子先生ご夫妻

川福会の理念

- ◆ 私たち川福会は、すべての人々の人権が尊重され、皆様が安心を感じられ、生きがいを持つ社会をめざします。
- ◆ 私たち川福会は、地域の身近な社会資源として活動し、地域社会に貢献することをお約束します。
- ◆ 私たち川福会は、制度の一歩前を行く法人として、新たな価値を創造し、社会福祉の向上に資することを誇りとします。

平成24年5月制定、平成30年12月改定

理念のバージョンアップについて

社会福祉法人川福会の法人理念は、創業者川西主先生の思いを引き継ぎ具体化していくために、平成24年5月に前理事長の発案で、当時の施設長、副管理者で議論して決めました。その理念は決して古びることなくこれからも生き続けるものです。

一方、世の中は常に進展し、人々のニーズは変わっていきますし、社会福祉法人に求められることも当然変化していきます。今般の社会福祉法改正にかかる動きも、社会福祉法人に対する世の中の要請の変化によるものです。

当法人の理念も、この社会的要請を鑑みるならば、書き加えると

ころが必要になってきていると考えました。

また、理念はその言葉の抽象度が高いとは言っても、やはり誰もがその趣旨を分かり合えるものでなくてはなりませんし、これは職員だけでなく、ご利用者や社会一般に対してもそうでなくてはなりません。

そう考えるならば、やはり、ここで理念についてさらに深く議論し、その精神を生かしつつ時代のニーズに合った理念へとバージョンアップすべき時が来ているといえ、平成30年12月1日から、理念をバージョンアップいたしました。

三つの思い

介護への思い

《心からの介護》

ご利用者と職員の心が通い合う介護

《感謝の気持ちで介護》

安らぎや満足を提供できる仕事に携われる
喜びの気持ちでの介護

《心地よい介護》

ご利用者は心地よく、職員にも優しい介護

川福会では「3つの介護」を意識して、より良い
サービスの提供を心掛けています。

地域連携への思い

ニーズに即した介護サービスの提供や公益事業の展開を実現するため、地域の医療機関や介護施設、自治会やボランティアの皆さまとの連携を大切にしています。

職員への思い

職員が笑顔でないとよいサービスは提供できません。川福会では職員が楽しく、安心して働けるよう、研修制度や勤務制度、休暇制度の充実に積極的に取り組んでいます。

社会福祉法人川福会は、昭和56年10月に設立認可を受け昭和57年10月枚岡の地に特別養護老人ホーム「福寿苑」を開設して以来、35年以上にわたり、東大阪市における高齢者福祉の最大級の拠点として、常に新しい事業に取り組む、進取の精神に富んだ法人として長年歩み続けてまいりました。

これもひとえに、地域の皆様をはじめ、各方面の方々のご支援、ご協力の賜物であり、歴代の役員の方々そして職員の頑張りの結果であると感謝しております。

現在、東大阪市で特別養護老人ホーム3か所、介護老人保健施設2か所、ケアハウス2か所、グループホーム1か所とデイサービス、訪問介護、地域包括支援センターや居宅支援事業所を始めとする在宅系サービス事業所、大東市に小規模多機能型居宅事業所、認知症デイサービス、ケアプランセンターを設置し、施設事業、在宅事業ともに多様な事業を運営する大きな法人となりました。

そして、平成30年5月には、はじめて大阪市内に介護老人保健施設「すいれん」を開設し、大阪市から大東市、東大阪市にまたがった、大阪府東部地域における

高齢介護の総合拠点として、枚岡病院と手を携えて国の進める地域包括ケアシステムの構想に沿った事業展開を進めております。

そして、平成29年度には、「福寿苑」の創立以来35周年を迎えました。

さらに、川福会ではこれまで以上に良質な福祉サービスの提供に全力を注ぎ、各機関や諸団体と連携し、ご利用者やご家族、地域の皆様が、住み慣れた地域や入居施設で人としての尊厳を保ち、生きがいを感じながら安心して生活できるように、職員一同努めてまいります。

また、地域において、生きることに困難を抱えいらっしゃる人々のために、率先してその課題を見つけ、川福会の理念にもありますように、地域の社会的資源として、地域ネットワークの一員として、川福会の総合力を生かしてしっかり取り組んでいく所存でございます。今後40周年、50周年に向けて、皆様のご支援とご鞭撻のほどよろしくお願ひいたします。



社会福祉法人 川福会
理事長 池田 清

川福会の思い

「人は幸せになる権利がある」。

これは、私たち社会福祉法人川福会の創業者である医師の川西主先生が遺した言葉の一つです。私たちはこの言葉を実践するために、高齢者が日常の暮らしに困り事がないよう、各関連機関と連携し、良質な介護・福祉サービスの提供に全力を注いできました。ご利用者やご家族、地域の皆さまが、入居施設や住み慣れた地域で生きがいを感じながら安心して生活できるよう努めることができます、私たちの使命だと思っています。

人は誰しも、住み慣れた自宅で最期まで暮らしたい、と願っておられるのではないでしょうか。だからこそ、私たちは「在宅復帰」にこだわりたいと考えています。法人のルーツに医師が関わっていたことも関係していますが、「すいれん」で3施設目となる、介護老人保健施設を精力的に運営しているのも、その思いの表れです。人員基準など、社会福祉法人にとって対応が容易ではないこともありますが、確固とした理念のもと取り組んでいます。

もちろん、既存の3つの特別養護老人ホームについて

も、どうしても自宅に戻れない高齢者にとって大切な拠り所となるわけですから、その役割は重要です。しかし、単に「終の棲家」としての機能にとどまることなく、デイサービスや訪問介護などの在宅支援機能を併設することで、建物は特別養護老人ホームでも「地域にとって在宅生活継続支援の拠点」となるよう、機能していくべきと考えています。

昭和56年の法人設立以来、東大阪市で介護・福祉事業を展開。ご利用者やそのご家族のみならず、地域や自治体からも評価をいただくことができました。『培ってきたものを活かし、より多くの方々のお役に立ちたい』。そんな思いが強くなり、市外への展開を検討するようになりました。そして、川福会だいとうケアプランセンターを設置後、いよいよ大東市に小規模多機能型居宅介護「ごりょうの家」を開設し、大阪市鶴見区に介護老人保健施設「すいれん」を開設し、施設事業と在宅生活支援事業を有機的に結び付けて、自治体行政の垣根を越えて地域の皆様を支援していくことが今後最も重要なことだと考えています。

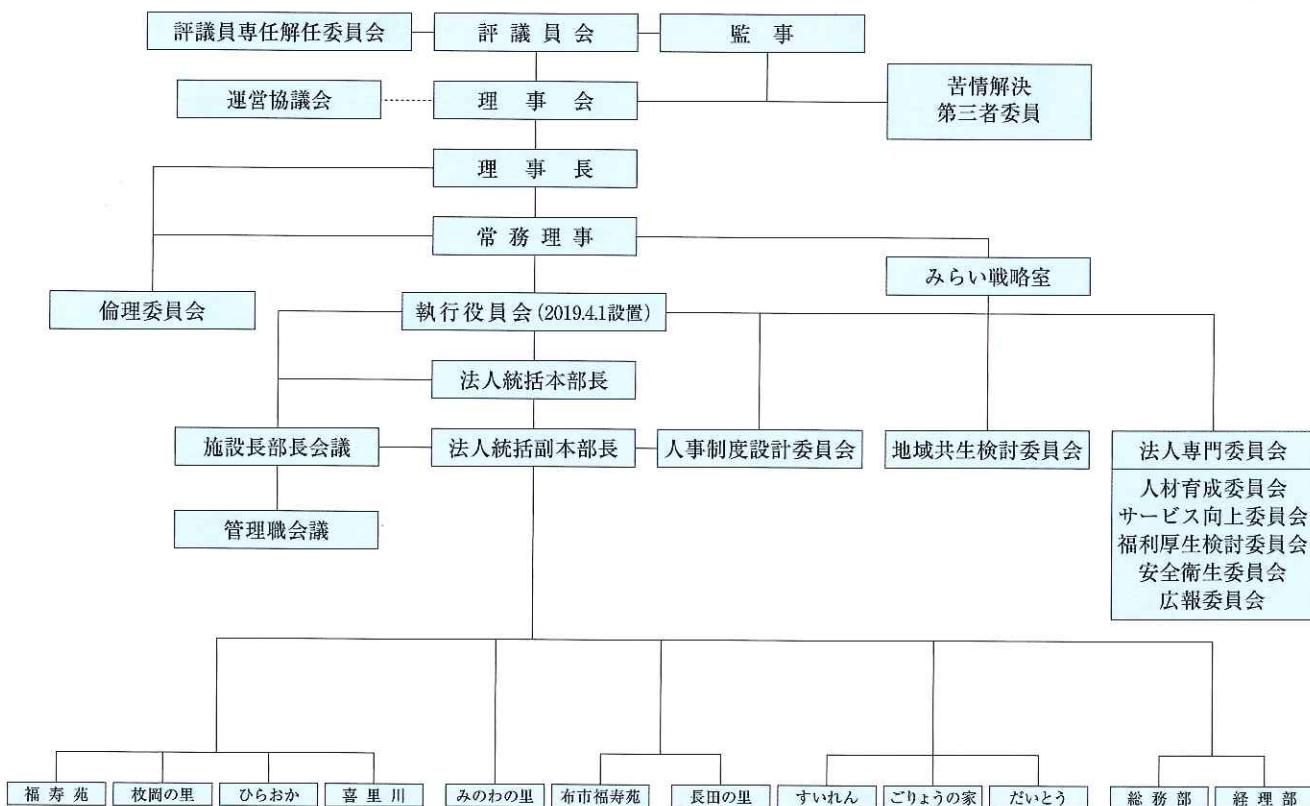


法人概要

〈沿革〉

昭和56年10月	社会福祉法人設立認可	平成13年 9月	特別養護老人ホーム「布市福寿苑」開設
昭和57年10月	特別養護老人ホーム「福寿苑」開設	平成15年 4月	グループホーム「布市真寿庵」開設
昭和59年 2月	「枚岡病院」開設-現在主力提携病院	平成17年 7月	介護老人保健施設「長田の里」開設
平成元年12月	介護老人保健施設「枚岡の里」開設	平成27年12月	川福会だいとうケアプランセンター開設 (初の東大阪市外進出)
平成 6年 3月	特別養護老人ホーム「みのわの里」開設	平成28年 3月	本部事務局移転(事業拡大につき本部機能強化)
平成 7年10月	ケアハウス「ひらおか」開設	平成29年12月	小規模多機能ホーム「ごりょうの家」開設 (初の東大阪市外施設開設)
平成 9年 2月	枚岡病院法人化	平成30年 5月	介護老人保健施設「すいれん」開設(初の大阪市進出)
平成11年 3月	ケアハウス「喜里川」開設		
平成12年 4月	介護保険法施行		

〈法人組織〉



〈役員等のご紹介〉

	理事長(常勤) 池田 清		常務理事(常勤) 西山 圭三		理事・執行役員(常勤) 吉田 悟 法人統括本部長
	理事(常勤) 伊藤 勝啓 医師・長田の里管理者		理事・執行役員(常勤) 大内 劍 福寿苑施設長		執行役員(常勤) 増田 育久 法人統括副本部長
外部理事	山尾 哲也	弁護士	評議員	宮田 裕司	堺暁福祉会理事
監事	林 光行	公認会計士	評議員	坂本ヒロ子	大阪手をつなぐ育成会理事長
監事	石津 良行	税理士	評議員	柳原 典俊	青葉仁会理事長
評議員	川西 誠	医師・枚岡病院理事	評議員	杉本 敏夫	関西福祉科学大学名誉教授
評議員	鳥井 清	樟蔭女子大学名誉教授	評議員	氏家 幹夫	四天王寺事業団副部長

〈 法人の現況 〉

○拠点事業所

- ・**福寿苑**:特別養護老人ホーム、デイサービス、認知症ディサービス、訪問介護、地域包括支援センター、居宅介護支援事業
- ・**みのわの里**:特別養護老人ホーム、デイサービス、認知症ディサービス、訪問介護、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、訪問入浴、障害福祉サービス事業
- ・**布市福寿苑**:特別養護老人ホーム、デイサービス、認知症ディサービス、訪問介護、地域包括支援センター、居宅介護支援事業、認知症対応グループホーム
- ・**枚岡の里**:介護老人保健施設
- ・**長田の里**:介護老人保健施設、リハビリディサービス、居宅介護支援事業
- ・**すいれん**:介護老人保健施設、リハビリディサービス、居宅介護支援事業
- ・**ケアハウスひらおか**:軽費老人ホーム
- ・**ケアハウス喜里川**:軽費老人ホーム、デイサービス
- ・**ごりょうの家**:小規模多機能型居宅介護事業、認知症ディサービス
- ・**川福会だいとうケアプランセンター**:居宅介護支援事業

○総入所定員:717人(小規模多機能ホームの宿泊定員9人を含む)

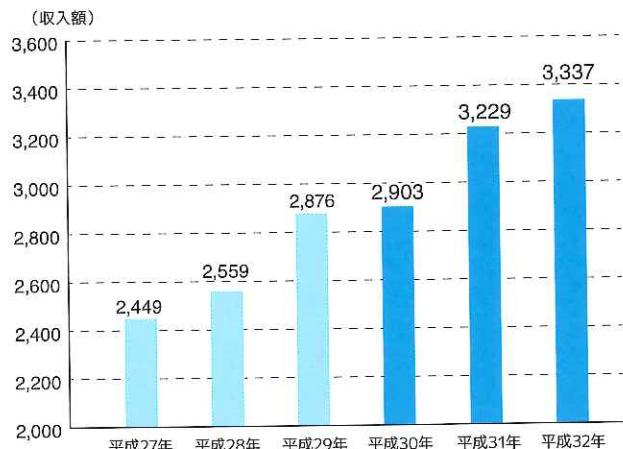
○職員数:568名(平成30年9月30日現在)

〈 入所定員(ベッド数)の推移 〉



- ・昭和57年 56人
- ・平成11年 412人
- ・平成元年 156人
- ・平成13年 521人
- ・平成6年 286人
- ・平成17年 620人
- ・平成7年 346人
- ・平成30年 717人

〈 事業活動収入の実績及び計画 〉



- ・平成27年度 … 24億4千9百万円(実績)
- ・平成28年度 … 25億5千9百万円(実績)
- ・平成29年度 … 28億7千6百万円(実績)
- ・平成30年度 … 29億0千3百万円(計画)
- ・平成31年度 … 32億2千9百万円(計画)
- ・平成32年度 … 33億3千7百万円(計画)

〈 施設改修について 〉

川福会におきましては、創立30周年記念事業として各施設の改修事業を行いました。これは、内部留保を、地域・ご利用者に還元するとともに、職員の待遇を改善するために実施したものです。

- ・福寿苑・枚岡の里大改修 平成27年～28年6月
- ・みのわの里大改修 平成27年～28年9月
- ・布市福寿苑・真寿庵外装等改修 平成27年～28年4月
- ・ケアハウスひらおか外装等改修 平成27年～28年3月
- ・ケアハウス喜里川外装等改修 平成28年～29年3月

制度の一歩先を行く法人として

社会福祉法人川福会は、平成24年5月に、創業者の志を継ぎ具体化するため、法人の理念を改めて定め、平成25年11月にはそのめざす到達点としてのビジョンを策定しました。

理念では、法人の責務として、「あらゆるネットワーク・社会資源を活かし、ご利用者に喜びと満足を提供」し、「地域の身近な拠点として、地域社会に貢献できる法人」となり、そして、「職員一人ひとりが、真心のこもったサービスに努め、日本一の法人」となることをめざしてきました。

ビジョンでは、「職員全員が川福会の理念を共有」し、「理念の実現に向かって、目標が事業ごとに具体的に設定され、目標を達成するために取り組む仕組みができていて、着実にそれを実践」し、「時代のニーズに合った利用者本位のサービスを常に追求する姿勢と体制」があり、「利用者に喜びとやすらぎが提供できており、社会福祉法人の地域貢献事業のかたちを明確にとらえ、地域の事情に応じた最適な事業を展開」しており、「利用者の自己実現の達成を本旨」としてそのお手伝いとよりそいのできる施設となるため法人全体でその体制づくりを進めるとともに、「社会福祉法人の使命を果たすため、財務基盤の強化とガバナンスを確立」し、「社会福祉法人として自立した経営を進め」、「職員が、川福会に勤務していることと川福会が実施している事業を誇りとし、他の法人が模範とする法人となっている」ことをめざしてまいりました。

これらの理念とビジョンの達成は道半ばではありますか、現在では、さらに多くのことが社会福祉法人に求められるようになりました。

それは、広く日本の社会を見渡すとき、第2次大戦後の日本がこれだけ経済的に反映してきたにもかかわらず、あまりにも多くの問題が出来、生きていくことに困難な思いを抱いている人が多く存在することです。人口減、高齢化、格差といった問題を始め、新たに生まれてきている問題も含めて、解決を待つ多くの人々が存在しております。これらの問題を解決するためには、社会福祉法人も、制度内の事業だけではなく、国民の各層と連携して、制度の先を歩まなくてはなりません。

振り返ってみると、私たち社会福祉法人の先達は、制度の有無にかかわらず、そこに援助が必要な人がいれば援助し、そして社会に対して、その援助の必要性を説き進め制

度の礎となっていました。当法人の創業者もその一人であります。それは、道なき道を歩み、そこに道を作ってきた歴史でもあります。

私たち川福会は、この先達の開いた道をあゆみ、さらに今の時代の課題に即応する社会福祉法人となるために、今回、理念のバージョンアップを図りました。これからは、制度の一歩先を進み、新しい理念を実現する法人へと向かってまいります。

◆理念・ビジョンを達成するために

この責務の達成を図るためにには、法人の姿をしっかりと作っていく必要があります、そのためには次の3つの分野にわたって目標を設定しております。

- ①法人体制の充実—ガバナンス・職員教育
- ②既存事業の充実と新規事業拡大の成功
- ③地域医療との連携と地域公益活動の促進—地域共生社会の実現

1. 法人体制の充実—ガバナンス・職員教育

(1) ガバナンス

ガバナンスに十分というものはありません。当法人は、経営体制を大きく変更し、変更や社会福祉法改正に至る大きな社会の波にも立ち会ってきました。組織・事業体としての社会福祉法人のガバナンスとしては他の法人の一歩先を歩いているという自負はあります。

しかし、それは、まだまだ構築途上であることを忘れてはなりません。仕組みはいくらうまく作ってもそれがきちんと運用されないと崩れてしまいます。制度が画餅になってしまいます。ガバナンスは、トップの頭の中にだけあっては意味がありません。それぞれの層でしっかりと周知され復讐される必要があり、行為規範にならないと制度は担保されないのでした。

私たちに必要なことは、今まで作ってきたガバナンスを担保する諸制度を運用しきることであり、その上でさらに改善を図るとともに、外からの目で私たちの作ってきた制度を検証してもらい、その結果を制度に取り込んでいくという仕事であります。

(2)職員育成

川福会は、職員教育について平成29年度に「教育理念及び方針」を制定し、「職員に求める像」を明示し、それを実現していくための「職場研修実施要綱」を策定し、平成30年度からこの要綱に沿った組織的教育を実施しております。教育理念の内容は次に掲げる通りであります。

§1(教育理念、方針策定の目的)

社会福祉法人川福会は、法人の理念のもとに、質の高い福祉サービスを提供し地域公益活動を担うことができる職員を育成するために、職場教育研修の体系を構築し、職場教育研修体制を整備し実施する。そして、この教育研修を通じて職員の『人間力』の向上をめざす。

§2(教育研修理念)

- ・社会福祉法人川福会の職員は、法人の理念を理解し、社会福祉法人の使命を果たす人間であるとともに、人として社会に通用する人間であることを第1義としなければならない。
- ・社会福祉法人川福会は、法人の理念を理解し理念に基づいた行動を行い、法人のビジョン到達と事業目的達成に熱く向かう職員を養成することを目的として職員の教育研修を実施する。

§3(教育研修方針)

- ・本人が、「人間を磨く」ことでできる教育研修を行う。
- ・法人が、「その人あってこそ」と信頼する人間となるための教育研修を行う。
- ・利用者にとって、「その人こそ」と信頼される人間となるための教育研修を行う。
- ・地域社会で、社会福祉をリードする人間となるための教育研修を行う。
- ・国民の、社会福祉に対する負託に応える福祉職員となるための教育研修を行う。

この理念を実現するためにすべての教育研修を組み立てていくことになります。

さらに、厚生労働省の推進するジョブカード事業に対応した職員の職務能力の測定と教育もこの3年で進めていく必要があると考えています。

2. 既存事業の充実と新規事業拡大の成功

(1)既存事業の充実

1)財務基盤の充実

1)収益体質の強化

新しい体制になり、職員待遇の向上と、利用者サービス

向上のための施設の改修が愁眉の課題として、人に対する投資が12~3億円、施設設備に対する投資が17~8億円、合計30億円ほど内部留保を取り崩してきました。特に、この3年間ほど、施設の大改修に伴う購入の増加があり、また、稼働率が下がっていたことによって、経常収支差額の赤字が続きました。平成28年度下期より急激に回復して大幅な赤字状態から脱したとはいえ、いまだ不安定な状態であるといえます。

そして、平成29年度から、新規事業2施設の開設に伴って、大きな初期投下費用が発生しており、法人の流動資産が大幅に減少し(固定資産化するため)、現預金資産減少によって運転資金が減少し、資金繰りが非常にタイトにはなっています。運転資金については、借り入れが可能でありますですが、金利負担もあることであり、基本的には借入れがないことが望ましいと考えています。

新規事業については、計画通りに黒字化するとしても、来期は既存事業による下支えが必要不可欠となります。

また、介護報酬改定で全体では決して安心できるような改定が予測されない中で収益構造の変革は極めて重要なこととなっています。

さらに、法人の理念を実践しビジョンを達成するためにも、収支差額の黒字安定化による財務基盤の強化が不可欠であることは言うまでもありません。経常収支差額率5%をめざとし、減価償却費分と最低3%の黒字を達成することが今期の主命題となります。拠点ごとに事情は違いますが、5年収支予測で掲げた目標は必達であり、拠点として赤字の拠点は許されないこと=どの拠点も黒字とします。

2)利用者サービスの充実

私たちが現在提供しているサービスが、本当に法人の理念にもとづいているか、また、法人のビジョンに対してどこまでの地点に来ているのかしっかり検証しなければなりません。平成29年度の計画にサービス内容の見直しを掲げましたが、法人全体も各拠点もその検証ができていないと思われます。

世の中の状況が変化し、介護サービスに対する要請も質量ともに変化していく中で、私たちが提供しているサービスが、本当に世の中とマッチしているのか、本当は陳腐化していないか、思い込みと錯覚で介護の内容を勝手に介護者本位に決めていないか、そして、「介護の本質である、ご利用者の現存能力を最大限に發揮し尊厳を守る寄り添いができるかどうか」をどう検証し改革していく

のか、その方法も含めて私たちの立ち位置と方向をもう一度見直さなければなりません。

稼働率の向上も、収益性の改善とともに、この、サービス内容が現在の社会の要望にマッチし支持された結果があらわれることを肝に銘じなくてはなりません。言い換えれば、稼働率を上げるために四苦八苦するのではなく、時代の要請に応じたサービスを提供できることで高稼働率と国民の支持が得られると考えなければならないのです。

(2)新規事業

新規事業については、単に法人の規模を拡大することに意味があるのではなく、私たちが自信をもって行ってきた介護サービスについて行政区域を越えて近隣の住民に広げ、新しい行政との関係を築くとともに、新規事業それぞれの特性を生かした地域マネージメント事業の一翼を担うこと目的としております。

1)地域密着小規模多機能型居宅&認知症ディサービス事業「ごりょうの家」

いよいよ、はじめての事業である地域密着小規模多機能型居宅事業が始まりました。ご存知の通り、この事業は本来必要とされるにもかかわらず、今までその収益性の低さと利用の不便さから介護事業者がなかなか手を付けず、順調に発展してきたとは言い難いものです。

しかしながら、個人の尊厳を最大限に尊重し、要介護度が重くなてもできるだけ自分の住んでいる地域で暮らすことを当たり前にし、そして地域と要介護者を介護保険等で分断しないために、大変重要な事業あります。既存の他事業者の収益性も、政策の効果も含めて改善傾向にあり、何よりも、収益性は当然考えるとして、目先の収益性のみで考えてはならない事業である本当に大事な事業です。

私たちは、この事業を本当に地域で身近なアウトリーチ型の地域共生の介護事業としてとらえております。当法人のようなある程度の大規模社会福祉法人がこの事業を成功させることによって、他の社会福祉法人もこれに倣うような、そして、小規模事業であるがゆえに地域マネージメントの一翼を担う事業に育ててゆかなければなりません。

また、認知症ディサービスにおいては、既存の認知症ディサービスが一般ディサービスとの差別化に苦しみ

低稼働率にあえいでいるなか、認知症ディサービスに特化することにより、新しい認知症ディサービスの姿を追究し、地域住民の支持を得るとともに、既存の認知症ディサービスの改善に資するものでなくてはならないと考えており、川福会の認知症ディサービス全体の底上げに寄与するものをめざすものであります。

2)介護老人保健施設「すいれん」

「すいれん」開設によって、当法人は、大規模施設としては特別養護老人ホーム3施設と介護老人保健施設3施設という構成になります。社会福祉法人が3つも介護老人保健施設を持つのは全国的にも例が少ないとえます。

しかし、今回の介護老人保健施設の開設は、今までの介護老人保健施設の開設とは違った意味を持っております。介護老人保健施設は同じ広域型施設ではあっても特別養護老人ホームより以上に、特にアウトリーチが重要な施設と位置付けられるものです。今回は在宅復帰強化型の介護老人保健施設をめざしておりますが、それは単に加算を獲得するためではありません。介護老人保健施設という大きな施設設備と医師・看護士・療法士・介護士等の人員体制で介護老人保健施設を中心として地域包括ケアシステムを実現し、「在宅支援」により、地域に高齢者が住み続けられる社会を実現するという大命題があるのです。

もとより、すいれん一施設すべてがかなうことではありませんが、この施設を開設することで、鶴見城東区域を中心に医療と介護を結び、そして、地域住民を結んでいく結節点となることをめざしていくものです。

もちろん、100床という大規模な介護老人保健施設であり、まず採算の取れる稼働率まで上げることが当然の要請になります。何を言っても赤字垂れ流しの施設では何もできないし、まして民間借地であり、自己所有の土地とは違う問題も発生することは理解しているだけだと考えております。土地所有者や町会長等有志の諸氏を始め、近隣地域では施設に対する期待も高まっています。この期待にも応えなければなりません。

さらに、はじめての大阪市進出であり、行政への対応も含めて、東大阪市域でまとまって事業をしてきたのとは違ったものではあります。川福会の行政区域を越えた普遍的価値をしっかりと発信しなければなりません。

3. 地域医療との連携と地域公益活動の促進

(1) 医療との連携

地域医療との連携を始めとする地域包括ケアシステムの構築は、地域共生社会実現のための端緒としての地域公益活動の推進の姿であります。可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送ることを基本とし、高齢者等が、その尊厳を保って生きるために、自身の生活圏域で「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようというのが、地域包括ケアシステムであり、地域医療との連携と地域公益活動を構成する一部として地域の高齢者を中心とした介護施設と医療施設の相互連携であります。

高齢者の状態やニーズに応じて必要と思われる支援が医療・介護それぞれの特性に応じ途切れることなく提供可能となるよう連携を強化する事は重要な項目の一つであることから、各拠点・事業所と地域の医療施設との連携は協力病院(医療機関)に留まらず全ての地域医療において重要であります。

しかし、一般的にこれらには課題となる部分も多く存在しているかと考えられます。家族などの介護者を除き、サービス提供事業所(介護サービス従事者)は高齢者に日常的に接する機会が多いため、日々の状態の変化などにも気付きやすい立場にある一方で、多くの在宅サービス事業所では、夜間(深夜)や早朝の対応という点で不十分なところが多いのが現実となっています。

このため、介護サービス事業者の夜間のサービス整備体制の充実や、家族や介護者、介護サービス従事者が高齢者の病状の悪化や急変を察知した段階で、迅速に医師や看護師らと連携できるような体制の整備を早急に進めなければなりません。

また、医療を必要とする高齢者全てが高度医療を提供する医療施設を必要としている訳ではなく、多くの高齢者は、地域の医療機関(かかりつけ医)を主に受診されているので、地域の医療機関では処置できない場合などに紹介や緊急搬送以外での相互受入を可能とするシステムの構築など、医療機関双方の連携も課題となっております。

私たち川福会としては、社会福祉法人の機能として求められている「地域公益活動」を各拠点において実施する一方、地域包括ケアシステムではフォーマル・インフォーマルを含めた社会資源を有機的に連携する事が求められていることから、「自助」「互助」「共助」など地域の住民やボランティア、自助グループなどを含めた、上記団体等への

支援や活動場所の提供、これら組織の立ち上げの支援などの活動を実施することも、介護施設と医療施設の相互連携と併せて重要な課題となっております。

当法人の枚岡地域では、創業者が理想とした医療・介護断絶のない連携への思いによって完成した医療と介護の施設が複合的に隣接しており、「地域包括ケアシステム」の一端を担える社会資源が構築されているという状況があり、この優位性を最大限に活かし、「地域包括ケアシステム」のモデルケースとして一層の相互協力体制を図り、地域社会にその機能を提供してゆく事が、地域医療との連携及び地域公益活動の推進への最善・最短の方法であり、このモデルを、さらに法人の枠を超えて各地域に水平展開していくことが、地域医療介護連携そして地域包括ケアシステムの構築へつながり、地域共生社会の実現への推進につながっていくと考えております。

(2) 地域公益活動の推進について

1) 緒言

社会福祉法人の公益的取り組みは今般法定化されましたが、法定化を待つことなく地域公益活動は、地域に課題を見つけ解決の先頭を切るという社会福祉法人の本旨であります。

社会福祉法人は、経営体としてだけではなく社会運動的側面を持つことを忘れてはなりません。私たちの先人たちは、行政に命令されたわけではなく、世間の困窮や病氣といったことをはじめとした「生きることに困難を抱えた人たち」のために自ら進んで、その問題に取り組み、解決しようとし、その活動が政治をも動かし制度となっていました。先人たちの社会福祉への活動はそれ自体が社会運動であったのであります。

昭和26年に社会福祉事業法が制定され、さらにはそれが社会福祉法へと改正されていく中で、保険年金制度、生活保護制度、措置制度や介護保険制度等は確かに先進国といわれる国々の中でも進んできています。しかしながら、制度の充実とともに私たち社会福祉法人は制度に取り込まれ制度内で安穏と事業を繰り返している存在となっているのではないかということが猛省しなければならないときに来ているのではないかということがあります。私たちが今の世の中で問題を発見し課題を明確にして解決していくとする力が落ちているのではないかということを猛省しなければならないときに来ているのではないかということがあります。

現在、短期中期的には景気が回復し、株価上昇・雇用の改善がみられていますが、広く社会を見渡すとき、あまりにも多くの問題が出来、生きていくことに困難な思いをしている

人が多く存在します。右肩上がりで国民のほとんどの層の生活がより豊かになってゆき、一億総中流といわれた時代はすでに遠くに退き、人口減、高齢化、格差問題を始め、新たに生まれてきている問題も含めて解決を待つ多くの人々が存在しております。

高齢者問題一つを取り上げても、先進国でも例を見ないスピードで超高齢社会に突入しているわが国では、超高齢化が引き起こす問題は多岐にわたり、私たちは、単に介護をするだけでなく、この超高齢社会が惹起する問題に真剣に向き合い解決のための行動をとらなければなりません。

そして、日本の社会—それは、とりもなおさずグローバルに世界中と直結しているのであります—には、超高齢化だけではなく多くの社会問題が存在することは言をまちません。

社会福祉法人は、それ自体でできることは規模も内容も限られております。しかし、地域においては、施設、事業や職員は、地域の社会資源となりまた地域の各方面を結ぶネットワークの一員となりうるのであります。また、いくつもの社会福祉法人が連合することも、社会福祉法人以外の団体とも連携することも堪能なのです。

私たちは、事業としての高齢者介護の手を抜くことなく、その高齢者問題から発生して来る諸問題の解決に力を注いでゆかなければならぬし、地域において生きることに困難を抱えている人々の支援を私たちが持つ資源とネットワークを最大限活用して支援していく行動を起こすとともに、他の社会福祉法人や他の団体とともに行政をも巻き込んで、問題解決のための運動を盛り上げていかなければなりません。

2)今後の地域公益活動

それでは、私たちは、今後どう地域公益活動を展開していくのかについて報告いたします。地域医療との連携は先述のとおりです。ここでは医療との連携以外の地域公益活動を述べます。

地域公益活動については、

- ①拠点施設単体でできる活動
- ②法人単独でできる活動
- ③他法人と共同でする活動
- ④行政及び社会福祉協議会と共にする活動
- ⑤NPOやボランティアの中に入していく活動

があります。

これらすべてに一気に取り組むということはなかなかむつかしいことであり、3か年計画のスパンの中でこれらの

活動をどう実行していくかプログラム化していかなければなりません。

まず、この3か年でめざす到達点について概観しますと、
①各拠点施設において、施設で実行している活動についてはさらにそれを進めるとともに、その内容のブラッシュアップを図ります。社会貢献検討委員会(地域共生委員会に改組)で情報を交換しながらさらに地域ニーズに合ったものにしていくとともに、施設と地域の連携の形を3年のうちに作り、高齢者サービスだけでなく、地域課題として挙がっていることに積極的に取り組むとともに、地域に提案する力についていくことが重要となってきます。

②法人全体としては、外部団体への働きかけ、外部団体との連携を中心に担ってまいります。ここでは、業界の枠を超えて、大学、その他学校、生活協同組合、NPO、ボランティア団体と地域を超えて連携することを模索し、その一員となるとともにそこで得たいろいろな知見やノウハウを法人の地域公益活動にフィードバックするほか、各拠点施設への情報等の供給を行います。

さらに、障がい者就労支援事業を、特別支援学校、障がい者団体と連携して進めるほか、新卒だけでなく、地域の各年齢層の障がい者に対しての就労機会の支援を行っていく。これには、地域の障がい者施設団体等からの物資等の購入計画による他の団体への事業支援を含んだものであると理解することが重要だと考えております。

③新地域に出店する機会に、今まで関係が深いとは言えなかったこの分野の行政及び社会福祉協議会との連携をめざしてまいります。

大東市や大阪市鶴見区という単位では、東大阪市というかなり大きな規模の行政や社会福祉協議会より、より緊密な関係を築くことができると考えており、新規参入でもあり積極的に働きかけ、ここでモデルケースを作つてそれを活かして東大阪でも新たな関係を作つて地域公益事業にのぞむ。

④法人の未来戦略室では、医療と介護の連携も含めて、この地域連携による地域共生社会の実現を中心課題として、法人の未来戦略を担つていき、地域共生委員会だけではなく、地域公益活動推進室の設置にまで進めることを考えています。

川福会の地域共生活動

社会福祉法人川福会は、地域にあって、地域の皆様に育てていただいたおかげでここまで来ました。社会福祉法人は、地域の人々が、お互いに支えられ支えあう地域共生社会を形成していくために、事業の枠にとらわれず最大限の努力をしていくとともに、地域の人々の数多くの営みに対してお手伝いできるよう体制を整えていかなければならぬと、私たちは考えています。

そして、この考え方のもと、まだまだ不十分だとは思っていますが、数々の地域共生活動に取り組んでいます。その具体的な例について紹介させていただきます。

川福会の地域に対する取組み

取組	取組内容	開催時期等
大阪府社会貢献事業	生活困窮者レスキュー事業として制度の狭間などで生活を抱える方への総合生活相談と緊急支援を行う。	随時
就労訓練事業 (都道府県認定事業)	自立相談支援機関からの紹介により就労に困難を抱える方を受け入れ、就労の機会の提供と生活面や健康面での支援を行う。	随時
大阪府広域就労支援事業	就労訓練事業と内容は同様(大阪地域職業訓練センターや福祉事務所からの紹介による)	随時
ぽかぽかサロン	ケアハウス喜里川にて地域の高齢者や住民があつまる場を提供。 低価格でカラオケや喫茶等を開催。	毎月第4土曜日
買い物支援	地域自治会と連携等、地域高齢者に外出支援を実施。 施設の車両で送迎を行い、スーパー等への買い物支援を実施。	随時
ふれあいサロン	施設にてカフェ風の雰囲気で開催。カラオケ・健康麻雀・創作活動・脳トレ等を通じて地域住民と地域高齢者の交流の場を提供。	年3回
すまいるカフェ	地域の認知症高齢者、家族、地域住民を対象にカフェを開催し認知症の理解を深めると共に介護者の交流の場を提供。	2ヵ月に1回
かわふくんカフェ	施設の喫茶ルームを開放して、地域住民に低価格提供のカフェを開催。	毎日
認知症カフェ	施設喫茶ルームを開放してグループホームと共同で地域住民に低価格提供のカフェを開催。	毎月1回
ふれあい喫茶	地域自治会・高齢者と入居者の交流会を開催。	月2回
地域サロンの運営	御領地区の地域住民と、事業所、地域包括、社協等が共同でサロンを運営。	12月・1月・3月
福祉祭 ファミリー祭 コミュニティー祭 ひらおか健康祭 (4施設合同)	職員、各種団体、ボランティア、地域自治会、高等学校、専門学校、大学との協力で、屋台、子供ゲーム、bingo大会、カラオケ、介護相談等、地域住民との触れ合いの場を提供。	年1回
4施設合同夏祭り	福寿苑・枚岡の里・ひらおか・喜里川が入所者向けの合同夏祭りを開催。 地域中学校生のボランティア参加により入居されている方との交流の実施。	毎年8月
社会福祉法人減免	生計の困難な方等に介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行う事業	年1回
地域交流	保育園・小学校・中学校・高等学校等の生徒が各施設へ訪問、 又施設側から学校への訪問等交流を図る	随時
職場体験	大阪府社会福祉人材支援センターに登録。	随時
職場体験	施設の近隣中学の職業体験を受け入れする。	随時
地域の見守り活動	各車両に「こども110番」のステッカーを貼り、 施設の玄関に「こども110番の家」のぼりを立て啓発活動を行っている。	随時
地域清掃	施設まわりの道、公園等の清掃を実施。	月1回
夢貯金箱	日本財團の社会貢献自動販売機の設置。	随時

各施設会議室等の活用	地域自治会、婦人会、各種団体施設の会議室等での会議や活動等に場所の提供 例:ひらおか・小地域ネットワーク推進委員会の会議等 福寿苑・「生命の貯蓄体操」会場提供、「東大阪断酒会」例会会場提供 布市福寿苑・ハッピークラブ(小学生英会話教室ボランティア)、絵手紙 クラブ、パッチワーククラブ、子育て支援ニコニコの3世代交流活動。	随 時
東大阪市民ふれあい祭	介護相談ブースや子供ゲーム、屋台等を出展。	毎年5月
介護予防教室	地域包括支援センター主催でリハビリ体操や3B体操を地域向けに開催。	随 時
地域行事支援	「枚岡秋郷祭」での無償お茶提供、休憩場所の提供。 布団太鼓、出雲井鳥居太鼓台の休憩と交流の場として施設玄関前の開放。	毎年10月
地域自治会	地域行事への施設品貸出し。	年数回
会場提供	地区を担当する地域包括支援センターの様々な取り組みに対する会場提供	毎月複数回
焼いも無償提供	施設行事として調理した焼いもを地域の方に無償で提供	11月
ボランティア受入	市社協のボランティア養成講座、認知症サポーターステップアップ研修受講生等のボランティアを受入れている。	年3回
施設見学	市社協のシニア活動実践塾や民生委員の施設見学を行っている。	年3回
加納ふれあい祭参加	加納小学校で開催される地域の祭りに協力機関として参加し、 介護相談ブース、疑似体験コーナー、福祉用具展示を設置。	年1回
車いす無料貸出し事業	貸出し専用の車いすを3台確保し必要な地域の方に貸与。	随 時
休憩場所の提供	地域春日神社祭だんじりの休憩場所として、駐車場を開放。	毎年10月
公園の花壇植え替え	東石切町公園の花壇の植え替えを実施。	年4回
障害者施設へ駐車場提供	障害者施設が耕している畑が施設の近くにある為、その車両駐車において、 職員駐車場の解放。	随 時



～施設長・運営部長紹介～



福寿苑

施設長

大内 勧

福寿苑は当法人の創業の地にあり、創業者の信念・理想により完成した「医療」と「介護」の有機的な連携・協働という機能を担う介護部門の拠点として、地域の皆様に日々サービスを提供しております。今後も地域における「地域包括ケアシステム」の実現に向け、開かれた身近な社会資源として地域社会に貢献できる施設を目指して参ります。



みのわの里

施設長

足代 勝

ご利用者・ご家族に、みのわの里を選んで良かったと言っていただける施設を目指して、日々、職員一人一人が、心に寄り添った介護を提供できるように努めています。生きがいを持って、その人らしく生活を送っていただけるようにと熱い気持ちを持った職員の団結力がみのわの里の持ち味です。また、地域の主体の一つとなり、なくてはならない施設を目指していきます。



布市福寿苑

施設長

奥地 孝至

施設のご入居者には日々、安心で、楽しみな時間がある穏やかで安らかな暮らしを、在宅のご利用者やそのご家族には、住み慣れた家の生活が維持できるよう、安心・信頼・相談しやすい事業として支援致します。地域の方々には、気軽に施設設備の活用や、施設から地域へ出向いて地域の方々のニーズの収集を行い地域貢献の活動に取り組んで参ります。



枚岡の里

運営部長

清水 雅史

介護老人保健施設枚岡の里では、明るく家庭的な雰囲気のもとで、高齢者の方に慣れ親しんだ自宅での生活を過ごして頂けるよう、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、高齢者の尊厳を守るための取り組みを行い、安心して介護及び機能訓練が受けられる環境づくりに努めます。



長田の里

運営部長

大西 裕子

「地域における安心の拠点として」介護老人保健施設長田の里は地域密着の施設としてご利用者、地域の皆様が住み慣れた地域で安心して生活が出来る様にリハビリ・医療・看護・介護の専門性知識技術を活かし各職員が連携を取りながらご利用者が在宅に戻り元気に楽しく生活をして頂くことを目標に皆様に愛される施設づくりを行ってまいりたいと思います。



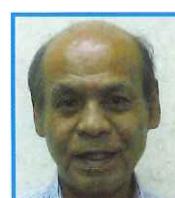
すいれん

運営部長

坪井 雅弘

『快適に過ごして頂きたい想いを施設の形に・鶴見緑地駅から徒歩7分』

大阪市内でありながら、自然豊かな環境の中でリハビリを行って頂く事が可能です。屋上に車椅子でアクセス可能なスペースを設けており、快適にご利用頂ける様、床材はクッション性の良い陸上競技用の物を使用しています。職員の就労環境にも配慮した施設を目指しています。



ケアハウスひらおか

施設長

古谷 友道

ケアハウスとは、原則として60歳以上で、身体的機能の低下や高齢のため生活をするには困難な方には、介護保険を使ったサービスをご利用しながら生活をして頂ける施設です。又食事などの生活支援が受けられるほか、他のご入居者との交流、行事や余暇活動などが受けられる施設で、ご夫妻の場合どちらか一方が60才以上の方であれば入所できます。



ケアハウス喜里川

施設長

中岡 賢一

当事業所は、ケアハウスと併設する地域密着型通所介護で構成されており、国が推進する地域包括ケアの中で重要な役割を担うべき事業所であると考えており、地域の皆様から親しまれ、頼られる「地域に根差した事業所」を目指すと共に、ケアハウス入居者や地域の人々が末永く喜里川の地で生活していただけるよう、職員一同、日々努めてまいります。



ごりょうの家

施設長

石橋 卓潔

ごりょうの家は、ご利用者やご家族、地域の方々はもちろん職員においても「明るく・やさしく・元気に」をモットーにしています!そのため介護技術や知識だけではなく、思いやりや優しさも含めた幅広い職員教育を行っています。また、地域支援活動を通して、地域との関係づくりにも積極的に取り組んでいます。

～ 各施設の紹介 ～

福寿苑 特別養護老人ホーム・高齢者介護サービスセンター

所 在 地：東大阪市出雲井本町3-25
開 設：昭和57年10月
入所定員：54名(ショートステイ4名含む)

TEL 072-985-7771
FAX 072-985-1722

- 【併設在宅サービス】
▶ 短期入所(ショートステイ)
▶ 通所介護(デイサービス)
▶ 認知症対応型通所介護(デイサービス)
▶ 訪問介護(ヘルパーステーション)
▶ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)
▶ 地域包括支援センター



みのわの里 特別養護老人ホーム・高齢者介護サービスセンター

所 在 地：東大阪市古箕輪1-3-28
開 設：平成6年3月
入所定員：130名(ショートステイ20名含む)

TEL 072-964-0308
FAX 072-964-3060

- 【併設在宅サービス】
▶ 短期入所(ショートステイ)
▶ 通所介護(デイサービス)
▶ 認知症対応型通所介護(デイサービス)
▶ 訪問介護(ヘルパーステーション)
▶ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)
▶ 地域包括支援センター
▶ 訪問入浴



布市福寿苑 特別養護老人ホーム・高齢者介護サービスセンター

所 在 地：東大阪市布市町2-12-2
開 設：平成13年10月
入所定員：100名(ショートステイ20名含む)

TEL 072-983-2255
FAX 072-983-2277

- 【併設在宅サービス】
▶ 短期入所(ショートステイ)
▶ 通所介護(デイサービス)
▶ 認知症対応型通所介護(デイサービス)
▶ 訪問介護(ヘルパーステーション)
▶ 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)
▶ 地域包括支援センター



布市真寿庵 グループホーム

所 在 地：東大阪市布市町2-12-2
開 設：平成15年4月
入所定員：9名

TEL 072-983-2255
FAX 072-983-2277



枚岡の里 介護老人保健施設

所 在 地：東大阪市出雲井本町3-25
開 設：平成元年12月
入所定員：90名(ショートステイ含む)

TEL 072-985-2511
FAX 072-985-6211

- 【併設在宅サービス】
▶ 短期入所療養介護(ショートステイ)



長田の里 介護老人保健施設

所在 地：東大阪市長田東1-3-5

開 設：平成17年7月

入所定員：99名

TEL 06-6788-8192

FAX 06-6788-8193

【併設在宅サービス】

► 短期入所療養介護(ショートステイ)

► 通所リハビリ(デイケアセンター)

► 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)



ケアハウス ひらおか

所在 地：東大阪市出雲井本町2-16

開 設：平成7年10月

入所定員：60名

居 室：個室58室(夫婦室1室)

TEL 072-988-4700

FAX 072-988-0211



ケアハウス 喜里川

所在 地：東大阪市喜里川町12-1

開 設：平成11年3月

入所定員：66名(個室58室・夫婦室4室)

【併設在宅サービス】

► 通所介護(デイサービス)

► 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)



ごりょうの家 小規模多機能ホーム

所在 地：大東市御領3-12-48

開 設：平成29年12月

登録定員：29名(泊り最大9名)

【併設サービス】

► 認知症対応型通所介護(デイサービス)



TEL 072-800-6588

FAX 072-800-6580

すいれん 介護老人保健施設

所在 地：大阪市鶴見区諸口6-15-74

開 設：平成30年5月

入所定員：100名

【併設在宅サービス】

► 短期入所療養介護(ショートステイ)

► 通所リハビリ(デイケアセンター)

► 居宅介護支援事業所(ケアプランセンター)



TEL 06-6115-9002

FAX 06-6115-9005

川福会だいとうケアプランセンター

所在 地：大東市大野1-3-10-122

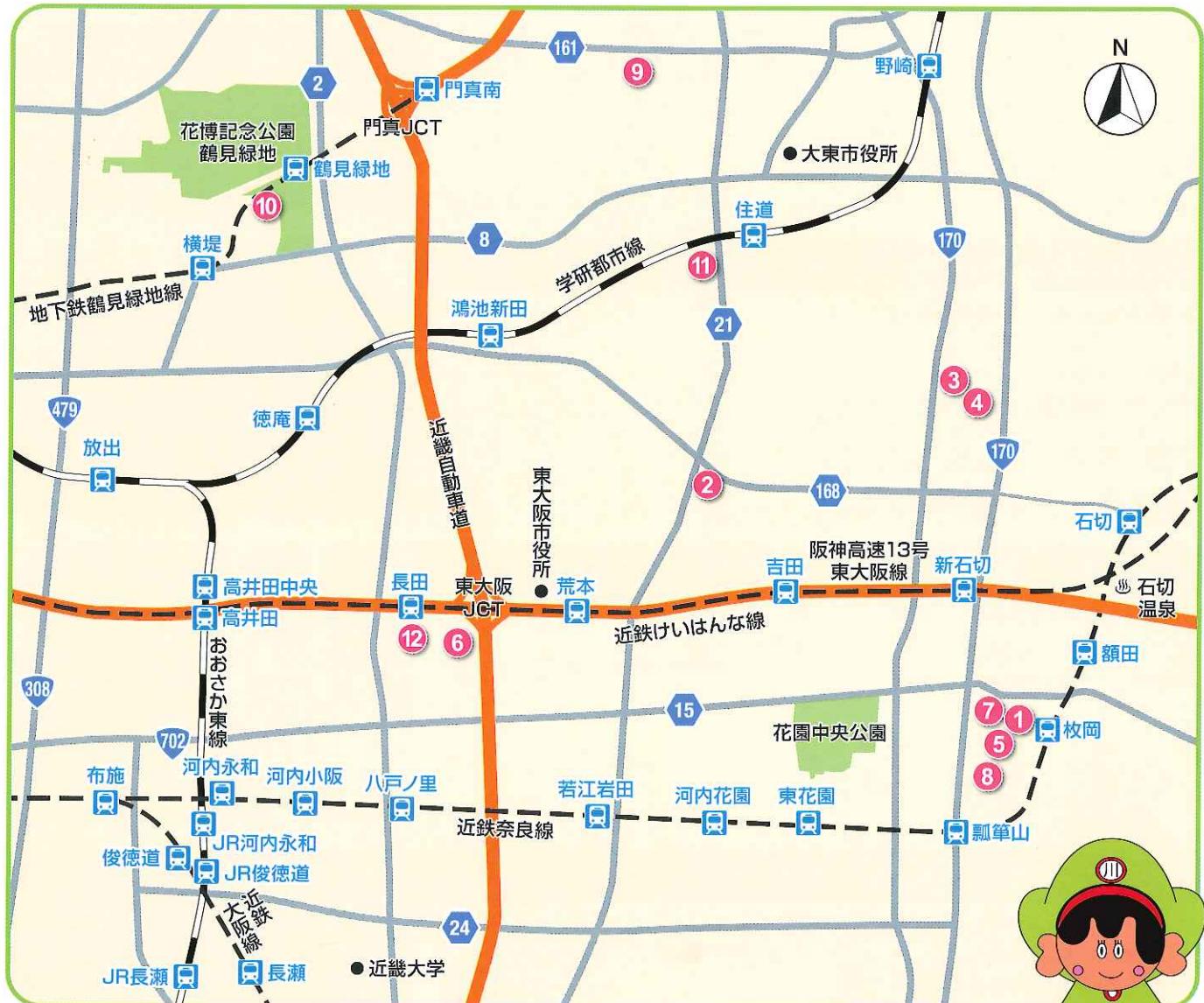
開 設：平成27年12月

TEL 072-814-8105

FAX 072-814-8106



関連施設所在地



① 福寿苑

特別養護老人ホーム・高齢者介護サービスセンター
〒579-8034
大阪府東大阪市出雲井本町3-25
TEL:072-985-7771
FAX:072-985-1722

② みのわの里

特別養護老人ホーム・高齢者介護サービスセンター
〒578-0915
大阪府東大阪市古箕輪1-3-28
TEL:072-964-0308
FAX:072-964-3060

③ 布市福寿苑

特別養護老人ホーム・高齢者介護サービスセンター
〒579-8004
大阪府東大阪市布市町2-12-2
TEL:072-983-2255
FAX:072-983-2277

④ 布市真寿庵

グループホーム
〒579-8004
大阪府東大阪市布市町2-12-2
TEL:072-983-2255
FAX:072-983-2277

⑤ 枚岡の里

介護老人保健施設
〒579-8034
大阪府東大阪市出雲井本町3-25
TEL:072-985-2511
FAX:072-985-6211

⑥ 長田の里

介護老人保健施設
〒577-0012
大阪府東大阪市长田東1-3-5
TEL:06-6788-8192
FAX:06-6788-8193

⑦ ケアハウス ひらおか

〒579-8034
大阪府東大阪市出雲井本町2-16
TEL:072-988-4700
FAX:072-988-0211

⑧ ケアハウス 喜里川

〒579-8041
大阪府東大阪市喜里川町12-1
TEL:072-985-6664
FAX:072-985-5655

⑨ ごりょうの家

小規模多機能ホーム
〒574-0064
大阪府大東市御領3-12-48
TEL:072-800-6588
FAX:072-800-6580

⑩ すいれん

介護老人保健施設
〒538-0051
大阪府大阪市鶴見区諸口6-15-74
TEL:06-6115-9002
FAX:06-6115-9005

⑪ だいとうケアプランセンター

〒574-0042
大阪府大東市大野1-3-10-122
TEL:072-814-8105
FAX:072-814-8106

⑫ 法人本部事務局

社会福祉法人川福会
〒577-0013
東大阪市長田中1-4-17 長田センタービル310号
TEL:06-4306-3877
FAX:06-4306-3871